

地方協会設立規程

第1条(目的)

この規定は特定非営利法人日本パラ・パワーリフティング連盟(以下、本連盟という)に加盟する地方協会設立に関する事項をまとめたものである。

第2条(地方協会)

本連盟の定める地方協会は、都道府県単位で設立するものとする。

第3条(地方協会の活動)

1. 地方でのパラ・パワーリフティング競技の普及啓発を行うこと
2. 地方でのパラ・パワーリフティング競技力向上支援を行うこと
3. 地方でのパラ・パワーリフティング競技会の企画、運営及び支援を行うこと
4. その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

第4条(地方協会設立の要件)

地方協会の設立には以下全ての要件を満たしていることとする。

1. 設立地方において、活動の主となる拠点(練習場所及び協会事務所)があること
2. 設立地方において、パラ・パワーリフティングの選手やJPPF公認コーチがいること。
3. 地方の予算のみで地方単位の大会もしくは合同練習会を行うことができる見込みがあること
4. JPPFの活動に賛同し、地方からパラ・パワーリフティングを盛り上げようとする意志があること

第5条(地方協会設立までの手続き)

1. 地方協会設立を希望する者は、各種申請書類を普及振興分科会に提出しヒアリングを受ける

申請書類の内容

- ・ 地方協会設立の申請書(要件を満たしていることが証明できる書式)
 - ・ 地方協会の役員一覧表
 - ・ 地方協会の定款
2. 普及振興分科会はその申請書類を事務局に提出し、ヒアリング内容を報告する
 3. 普及振興分科会は申請のあった地方協会設立に関して理事会で提案をする。理事会において議論し、内容が適当であれば理事会は承認をする。
 4. 総会において、普及振興分科会は報告事項として、地方協会設立を報告する。